

奈良県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定により、令和元年七月二十一日執行予定の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日を次のとおり定める。

令和元年六月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

登録基準日 令和元年七月三日

登録日 令和元年七月三日